

協会 ニュース

〒170-0005 東京都豊島区南大塚 3-39-2
TEL 03-6915-2293 FAX 03-6915-2294
http://www.jja.or.jp/ Eメール info@jja.or.jp

平成28年 夏号

HEADLINE

◆10月16日(日)、塾の日シンポジウム四日市!

当協会では、学習塾が社会に正しく認識され信頼されることをめざして、協会設立とともに10月9日を「塾の日」として制定。社会にアピールする象徴的なイベントとして「塾の日シンポジウム」を毎年主催しております。今年は港の夜景が光のアートとして人気スポットとなっている三重県・四日市が舞台です。テーマは「地方からの教育イノベーション」。ぜひご参集ください。

◆有効な雇用対策としての退職金制度とは?

退職金は一般的に、退職する従業者への功労報償、賃金後払いまたは老後生活保障といった意味合いがあると言われています。退職金制度を持つことで、人材確保や雇用の定着が図れることも事実です。中小企業事業者の退職金を国がサポートする中小企業退職金共済制度をご紹介します。



子供の未来応援国民大会(東京都千代田区・灘尾ホール)

◆その他の項目

- JJAインフォメーション 子供の未来応援国民大会/中小企業経営強化法/学習塾認証制度/全国読書作文コンクール/ご入会のご案内

塾の日シンポジウムは三重・四日市

日本5大工場夜景の聖地「四日市」にて10月16日開催！テーマは「地方からの教育イノベーション！」です！！

当協会では、学習塾が社会に正しく認識され信頼されることをめざして、協会設立とともに「塾の日」を10月9日に制定するとともに、学習塾と私学・企業・消費者の皆様がともに学習を通じて未来の人材育成を図ることを社会にアピールする象徴的なイベントとして「塾の日シンポジウム」を毎年主催しております。

今年は、この5月に伊勢志摩サミットが行われた三重県が舞台です。近年、燦然と輝く港の夜景が最先端が技術が作り出す光のアートとして人気スポットとなっている県内最大の都市四日市市において『塾の日シンポジウム2016 四日市大会』と題し、10月16日（日）にプラトンホテル四日市において開催する運びとなりました。「塾の日シンポジウム2016四日市大会」は、業界の信頼確保に貢献し、業界自主基準を遵守したと認められる学習塾事業者、全国読書作文コンクールの大賞、最優秀賞受賞の子どもたちを表彰するとともに、二男一女の母で日本わくわく協会理事長の柴田美香氏を講師に、「夢を叶える魔法の言葉」と題し、記念講演を行うなどして学習塾事業のさらなる資質向上の促進を図ってまいります。

また、学習塾、学校関係者、協賛事業者など大勢の皆様との親睦交流の場をご用意しております。当日は右記のようなプログラム進行で、記念式典、講演、懇親会を予定しており、学習塾関係者をはじめ全国より多くの来場者を見込んでおります。ぜひ、多くの皆様にご参加いただきますよう宜しくお願い申し上げます。

案内チラシ、参加申込書を同封しました。



昨年の塾の日シンポジウム(京都市)

塾の日シンポジウム2016 四日市大会

◆後援 経済産業省／文部科学省

◆日時 平成28年10月16日（日）
13時～18時

◆会場 プラトンホテル四日市
〒510-0087 三重県四日市市西新地7-3
TEL059-352-0300
近鉄四日市駅北口より徒歩にて3分
東名阪自動車道四日市I.C. よりお車で20分

◆対象 教育関係者、保護者、出版関係者、マスコミ関係者、学習塾関係者他どなたでも

◆内容

第1部 記念式典 13時より

- 会長挨拶
- 来賓挨拶：経済産業省（予定）文部科学省（予定）
- 業界自主基準遵守塾表彰



四日市の工場夜景

- 読書作文コンクール表彰
- 三重県地区会員協議会の取り組み

第2部 14時30分より

オープニングセレモニー…桜丘中学・高等学校
ハンドベル部 ハンドベル演奏

講演

「夢を叶える魔法の言葉」

講師 柴田 美香 (しばた みか) 氏

【プロフィール】

1958年 愛知県生まれ。日本わくわく協会理事長。二男一女の母。

突如息子を襲った病気。息子は病室のベッドの上で夢である甲子園のマウンドで投げている姿をイメージしていた。不安よりもその時のワクワクした気持ちがキッカケだったのか、治らないと言われていたベーチェット病を克服して、甲子園出場、ジャイアンツ入団というとてつもない大きな夢を叶えていった。頭の中でワクワクしたイメージを持つことで、現実がイメージ通りになっていく。一つの言葉が人生を変える。そんな夢を叶える魔法の言葉を是非体験して貰いたい。

第3部 民間教育交流会 16時より

- 開会の挨拶 ○会長挨拶
- 来賓祝辞 ○乾杯
- 歓談
- 閉会の辞

塾の日・四日市へのいざない

塾の日シンポジウム2016 四日市大会 実行委員会 委員長 **田中 良典**

一昨年の仙台そして昨年の京都からバトンを受け2016年のシンポジウムを三重県四日市市にて開催させていただくこととなりました。三重県では6年前の鳥羽市に続いて2度目の開催となります。

「塾の日シンポジウム2016 四日市大会」と題し、10月16日(日)に四日市市において開催させていただきます。テーマは「地方からの教育イノベーション」です。「地方の時代」と言われて久しいですが、全国大会の多くが政令都市や名だたる観光地で行われる中、普通の地方都市で開催させていただくことは大いに意義あるものと考えております。四日市市は四大工業地帯、中京工業地帯の一角を占める石油化学コンビナート群と古き良き伝統工芸の共存する街です。前夜祭ではコンビナートのナイトクルージングも企画しております。この街に秘められた魅力を感じていただければと考えています。



第1部・記念式典では、学習塾の発展に貢献した事業者、全国読書作文コンクールの各賞受賞の子どもたちを表彰いたします。また、地域で頑張っている三重県会員地区協議会の活動についての報

告をさせていただきます。第2部の講演会では柴田美香様を講師のお迎えし「夢を叶える魔法の言葉」と題した講演をしていただきます。そして第3部の民間教育交流会では、ご参加いただいた大勢の皆様とともに楽しい交流の時間を過ごせる時間と空間をご用意させていただいております。

実行委員一同、心を込めたおもてなしで、ご参加いただく皆様に喜んでいただけるような企画をご用意しております。皆様のご参加をいただきますようよろしくお願い申し上げます。

もう一つの雇用対策「退職金制度」

自塾の魅力づくり、仕事への意欲づくりとして有効な雇用対策のひとつとして退職金制度が挙げられます。中小企業のための外部積立型の国の退職金制度をご紹介します！

退職金は一般的に、退職する従業者への功労報償、賃金後払いまたは老後生活保障といった意味合いがあるとされています。多くの事業者は一緒に働いた従業者への功労報償として退職金を準備しているものと思います。また、退職金制度を持つことで、人材確保や雇用の定着が図れることも事実です。本項では、中小企業事業者の退職金を国がサポートする中小企業退職金共済(以下、「中退共」)制度をご紹介します。



中退共制度は、中小企業において単独では退職金制度を設けることが困難な実情を考慮して、事業者の相互扶助と国の援助によって退職金制度を持てるよう、昭和34年に「中小企業退職金共済法」に基づき設けられた外部積立型の国の退職金制度です。事業者が中退共制度を運営する独立行政法人勤労者退職金共済機構(以下「機構」)と従業者ごとに退職金共済契約を結び、毎月の掛金を金融機関を通じて納付します。従業者が退職したときは、その従業者の請求に基づき機構から退職金が直接支払われます。

以下、機構担当者との一問一答です。

Q. 制度にはどんな特色がありますか。

A. はい。次の7つの特色があります。

- ①国の制度なので、安全・確実・有利です。
- ②掛金の一部を国が助成します。
- ③中退共制度の掛金は、法人事業者の場合は損金として、個人事業者の場合は必要経費として全額非課税となり手数料もかかりません。※資本金の額または出資の総額が1億円を超える法人の法人事業税については、外形標準課税が適用されますのでご注意ください。
- ④毎月の掛金は口座振替で、加入後の面倒な手続きや事務処理もなく従業者ごとの納付状況、退職金試算額を事業者にお知らせします

ので、退職金の管理が簡単です。

⑤パートタイマーや家族従業者も加入できます。

※この場合、加入申込時に証明書類が必要です。

⑥通算制度の利用でまとまった退職金を受け取ることができます。

- ・過去勤務期間も通算できます。
- ・企業間を転職しても通算できます。
- ・特定業種（建設業・清酒製造業・林業）退職金共済制度と通算できます。
- ・通年契約を締結している特定退職金共済（特退共）制度と通算できます。
- ・中小企業の範囲を超えた場合でも、他の企業年金制度等へ通算できます。

⑦提携割引サービスが利用できます。中退共制度の加入者は、中退共と提携しているホテル、レジャー施設等を、加入企業の特典として割引料金でご利用になれます。

Q. 「掛金の一部を国が助成します。」とありますが、助成にはどんなものがありますか。

A. 助成の具体的な内容は次の通りです。

まず1つめは、〈新規加入助成〉です。

I. 新しく加入する事業者に対して、掛金月額2分の1（従業者ごとに上限5千円）を、加入後4か月目から1年間助成します。

II. 短時間労働者（パートタイマー等）の特例掛金月額（掛金月額4,000円以下）加入者については、掛金月額の2分の1に次の額を上乗

せして助成します。

例えば、掛金月額2,000円の場合は300円、3,000円の場合は400円、4,000円の場合は500円になります。

※ただし、次に該当する事業者は、新規加入助成の対象にはなりません。

- ・同居の親族のみを雇用する事業者
- ・社会福祉施設職員等共済制度に加入している事業者
- ・解散存続厚生年金基金から移行の希望を申し出た事業者及び特定退職金共済（特退共）事業を廃止した団体から移行の希望を申し出た事業者

2つめは、〈月額変更助成〉です。

1万8千円以下の掛金月額から増額変更する事業者に対して、増額分の3分の1（助成額の10円未満の端数は、切り捨て）を増額月から1年間助成（新規加入助成期間中でも助成）されます。

※ただし、同居の親族のみを雇用する事業者は、月額変更助成も対象にはなりません。

Q. 加入できるのはどんな事業者ですか。

A. はい。常用従業者数または資本金の額・出資の総額が中小企業の範囲内（下記の表を参照）であれば加入できます。ただし、個人事業者の場合は常用従業者数によります。

業種	常用従業者数	資本金の額・出資の総額
一般業種（製造業、建設業等）	300人以下	または 3億円以下
卸売業	100人以下	または 1億円以下
サービス業	100人以下	または 5千万円以下
小売業	50人以下	または 5千万円以下

※常用従業者とは、一週間の所定労働時間が同じ企業に雇用される通常の従業者とおおむね同等である者であって、雇用期間の定めのない者または雇用期間が2か月を超えて使用される者を含みます。



Q. 加入手続きの方法を教えてください。

A. はい。手続きは簡単です。

「退職金共済契約申込書（新規）」に必要事項を記入・押印のうえ、下記の加入申込先窓口にお申し込みください。

※「退職金共済契約申込書（新規）」は資料請求していただくか、加入申込先窓口にあります。

○金融機関（銀行、信用金庫等）

【表A】

5,000 円	6,000 円	7,000 円	8,000 円
9,000 円	10,000 円	12,000 円	14,000 円
16,000 円	18,000 円	20,000 円	22,000 円
24,000 円	26,000 円	28,000 円	30,000 円

【表B】

2,000 円	3,000 円	4,000 円
---------	---------	---------

Q. 中退共の退職金の額はどのくらいですか。

A. 中退共の退職金の額は法令で定められています。退職金は、基本退職金と付加退職金を合算したものが受け取る退職金額となります。

※掛金の納付が1年未満の場合は支給されません。1年以上2年未満の場合は掛金相当額を下回り、2年から3年6か月では掛金相当額、3年7か月から掛金相当額を上回ります。

○委託事業主団体（労働保険事務組合、中小企業団体中央会、商工会議所、商工会等）

○委託保険会社（取扱先は機構へお問い合わせください。）

Q. 掛金にはどのような種類がありますか。

A. 掛金月額の種類は次の16種類です。事業者はこの中から従業員ごとに任意に選択できます。【表A】

短時間労働者（パートタイマー等）は、上記の掛金月額のほか次の特例掛金月額でも加入できます。【表B】

※短時間労働者とは、一週間の所定の労働時間が同じ企業に雇用される通常の従業員よりも短く、かつ、30時間未満である従業員をいいます。

※申込時に短時間労働者であることを確認できる書類の提出が必要です。

※退職金の受給権者は従業員です。従業員の死亡による退職の場合はその遺族が受給権者となります。



退職金

=

基本退職金

掛金月額と掛金納付月数に応じて法令で定められている金額で、制度全体として予定運用利回りを1%(H28.4時点)として設定し定められた金額です。

予定運用利回りは、法令改正により変更となることがあります。

+

付加退職金

運用利回りが予定運用利回りを上回った場合、これを基本退職金に上積みするもので、運用収入の状況等に応じて定められる金額であり、各年度に厚生労働大臣が支給率を定めます。

基本退職金額表 (抜粋)

納付月数	2,000円	5,000円	10,000円
5年	121,640円	304,100円	608,200円
10年	253,120円	632,800円	1,265,600円
20年	533,320円	1,333,300円	2,666,600円

以上、機構担当者との一問一答でした。

続いて、従業者の方の声です。

中退共に加入された事業者の声を拾ってみました。

まず、事業者(事業主)の方の声です。

○当社は最初、中退共に入っていないままでしたが、平成8年より従業員が退職するときに困らないようにと思い加入しました。もし加入していなければ従業員に支払うお金がなかったと思いますが、掛けていたおかげで退職するときの心配はなく助かります。

新潟県 61歳 男性

○平成2年から加入し、25年も経過しました。この間に何人かの退職者も出ましたが、中退共のおかげで退職者にそれまでの感謝の気持ちで退職金を支払うことができました。本当にありがたい制度です。

広島県 51歳 女性

○試用期間終了後、加入手続きをするように社長から言われました。当時は大学卒業後すぐでしたし、よく分からないまま申込書を書いた気がします。制度を理解した今、社長の気持ちがとても嬉しいです。小さな職場なので、こういう制度があり非常に助かります。

大阪府 30歳 女性

○中退共の制度に感謝しています。働いていても安心です。会社と自分が継っていると感じます。

年に一度送られてくる試算票を見ると、自分を評価されているようで励みになります。

香川県 32歳 女性

退職金制度に限らず多くの制度にはこうしたメリット以外にもデメリットが存在することもまた事実でしょう。本項では、学習塾事

業者の皆様役に役立つ情報をご提供する目的で
中小企業退職金共済制度をご紹介いたしました。

中小企業退職金共済制度のチラシを同封い

たしましたのでご覧ください。詳しくは「中
退共」で検索してホームページをご覧いた
だくか、勤労者退職金共済機構 中小企業退職
金共済事業本部（TE03-6907-1234）へどうぞ。

JJAインフォメーション



「夢を、貧困につぶさせない。」子供の未来応援国民大会（東京・大阪）に参加しました！

平成28年4月27日、政府主催の「子供の未来
応援国民大会」（新霞が関ビル 全社協・灘尾
ホール）に教育関係団体として当協会が参加
いたしました。全国に支部を持つ団体の皆様
や、企業、NPO、自治体等の関係者の方々が多
数参加されました。

冒頭、主催者を代表して加藤勝信内閣府特
命担当大臣から挨拶がありました。

また、子供の未来応援国民運動に賛同し、子
供の未来応援基金に協力されている(株)NTT
ドコモと(株)イトーヨーカ堂から協力事例報告、
NPO法人キッズドアと公益財団法人あすの
ばから草の根で支援を行うNPO等の抱える
課題の説明がありました。

その後、子供の未来応援国民運動の協力団
体の発言機会があり、当協会の安藤大作会長
が次のように発言いたしました。

私たち全国学習塾協会は学習塾事業者による
公益社団法人です。

学習塾は文字通り、日夜子どもたちの学びの
お手伝いを行っております。

私たちは子供の未来応援国民運動における「貧
困家庭を救う4つの支援」のうち、私たちが
生業とし、その得意とするところの「学び」
の分野での支援についてご協力できると考え
ております。

私たち全国学習塾協会は、多くの民間教育事



子供の未来応援大会で団体発言する安藤会長

業者による団体と連携しております。

こうした民間教育事業者団体を合わせると全
国に約千数百の事業者を数えます。

当協会をはじめとした民間教育事業者団体か
ら、傘下の事業者に向けて子供の未来応援国
民運動への協力を積極的に呼びかけ、多くの
支援提供を実現したいと思います。



子供の未来は日本の未来

また、私たち全国学習塾協会はすでに6年前から、地方自治体から要請を受けて、勉強する意欲と力があっても家庭の事情などで塾などに通っていない小中学生の学習支援をスタートしております。現在、この動きは確実に広がりを見せております。

私ども全国学習塾協会はより多くの民間教育事業者団体と連携しながら、こうした「学び」の分野でできるかぎり最大限の支援をお約束いたします。

【動画】「子供の未来応援国民大会」（参加団体発言）内閣府ホームページの外部リンク
<https://www.youtube.com/watch?v=NOK6yxbuHP8>

また、同大会は6月9日に大阪でも行われ、当協会から山下典男副会長が出席いたしました。

今後、社会全体で支援の輪を広げていくための官公民のネットワーク構築に向けて、大きな一歩となりました。

【子供の未来応援国民運動関連サイト】
子供の貧困対策・子供の未来応援プロジェクト <https://www.kodomohinkon.go.jp/>
子供の未来応援国民運動Facebook
<https://www.facebook.com/kodomonomirauiouen/>



人材育成、設備投資などによる、生産性向上を集中支援！ 中小企業経営強化法7月施行で固定資産税特例

平成28年7月1日中小企業等経営強化法施行により、一定期間の減税措置と金融支援の特例措置を受けることができますようになります。中小企業・小規模事業者や中堅企業は、経営力向上のための人材育成や財務管理、設備投資などの取組を記載した「経営力向上計画」を事業所管大臣に申請していただき、認定されることにより固定資産税の軽減措置や各種金融支援が受けられます。

○固定資産税特例

各中小企業は経営力向上計画を策定し認定を受けることによって、新たに導入した機械装置等の固定資産税が減額されることとなります。対象の中小企業とは資本金1億円以下の企業及び事業者であり大企業の子会社である場合を除きます。制度内容を細かく見ていきますと、まず上記所管大臣が策定した「事業分野別指針」に沿った内容の経営力向上計画を策定します。それを各事業分野別主務大臣に申請し認定を受けることとなります。提

中小企業等経営強化法7月よりスタート！



「経営力向上計画」で
稼ぐ力を強化する
チャンスです！

人材育成、設備投資などによる、
生産性向上を集中支援！

計画策定の
サポートも充実！



認定計画に基づき取得した一定の機械及び装置の
固定資産税が半分に！
その他、様々な金融支援！



詳しくは裏面へ！

出から認定までの審査期間は最大30日です。
認定を受けると、新たに導入する価格160万円以上であり生産性が1%以上向上する機械装置の固定資産税（償却資産税）が3年間2分

の1となります。適用期間は平成30年末まで、それまでに取得した機械装置につき次年度から3年間となります。機械装置の取得後に計画を策定し認定を受ける場合には、取得日から60日以内に計画書が受理される必要があります。

固定資産税の軽減を希望される方は、計画申請を受ける際、所定の証明書が必要になります。設備メーカーを通じて、当該設備を担当する指定の業界団体等による証明書発行を申請し、経営力向上設備等の証明書を取得して下さい。

経済産業省より当協会に対して、中小企業等経営強化法固定資産税特例に関する証明書

発行団体になるよう要請があり、学習塾事業に関する機械装置等の証明書は協会が発行団体となっております。証明書発行に必要な証明書様式とチェックリストは協会にありますので必要な場合はご連絡ください。

中小企業等経営強化法による支援についての詳細は下記サイトをご覧ください。

<http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kyoka/>事業者向け説明会については、こちら。

<http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kyoka/2016/160608kyoka.htm>

中小企業の定義はこちら。

http://www.chusho.meti.go.jp/faq/faq/faq01_teigi.htm

中小企業等経営強化法チラシを同封いたしました。



消費者が安心してサービス利用していただくための信頼マーク 第三者評価「学習塾認証」のご活用を！まもなく後期申請！

今年4月に5年目を迎えた学習塾認証制度は、前期申請期間が終了しました。現在、慎重に審査を進めており、8月下旬に判定委員会を実施し、新たな学習塾認証取得事業者が誕生する予定です。

学習塾業では特定商取引に関する法律に加え、取り扱う情報が個人の機密事項が多く含まれるという特性があり、個人情報保護法等の法令の遵守が必要とされる一方、サービス内容等の消費者への適切な情報提供、顧客相談窓口の充実など、消費者からの苦情・相談を低減する取り組みも必要とされています。

当協会では、このような状況を鑑み、消費者からの苦情・相談内容や業界の実態を踏まえ、子どもたち及びその保護者が安心してサービスを受けられることを目的とした、学習塾業認証基準を策定しております。



学習塾認証は、それらの法律への適合性を含む学習塾業認証基準に基づいて第三者が客観的に評価する制度であることから、事業者にとっては法律への適合性はもちろんのこと、公正で適切な管理運営システムを確立し運用していることを直接顧客層にアピールする有効なツールとして活用することができます。アピールできるポイントは次の6点です。

嘗 消費者へ十分に適切な情報提供をしています！

嘗 消費者と適正で明解な契約（解約）を行っています！

嘗 通塾する子どもの安全確保を行っています！

嘗 お客様相談窓口を設置してその充実を図っています！

嘗 消費者へ十分に適切な個人情報保護を行っています！

嘗 こうしたことが、継続的に守られ、改善されています！

ぜひ、この機会に学習塾認証に関するお取り組みをいただき、より安全な塾経営を進めていただきますようお願い申し上げます。

今年度後期申請を受付をいたします。

【後期申請期間】

平成28年9月1日～10月31日

認証目安 平成29年2月初旬

協会ホームページで、学習塾認証制度 F A Q、学習塾業認証 認証基準、認証審査申請書、・申請誓約書、申請に必要な申請書類（新規の方）等がご覧になれます。



子どもたちに「やる気」という勲章を！

この夏休み、全国読書作文コンクールにご参加ください！



当協会では、明日を担う児童生徒に、良書との出会いにより感動することの素晴らしさを体得する機会を与えることを目的として、『全国読書作文コンクール』を主催し、読書・作文活動の推進に努めています。

公立高校入試の国語につきものの「作文」。配点が大きく、作文で高得点を取れると合格に大きく近づけます。

どうぞ、対象図書10冊のうちの1冊の本を通じて、子どもたちが何かを感じ、心を動かし、考え、表現する、そうした機会を子どもたちにお与えください。入選以上のお子様

は「公益社団法人全国学習塾協会会長名」で表彰状を授与いたします。

- 塾生の読書力、表現力、文章力のアップに
- 塾生の達成感による心の成長に
- 塾全体の連帯感、一体感の醸成に 等々

自塾に、塾生に、必ず新しい息吹をもたらすことと確信しております。是非積極的なご参加をお願い申し上げます。

【応募締切】 平成28年8月27日(土)

協会正会員様は、「応募票A・B」「コンクール募集要項」等をご覧いただき、コンクールへの参加をお願い申し上げます。

後援：文部科学省、経済産業省、(一財)出版文化産業振興財団、(公社)読書推進運動協議会、朝日新聞社、朝日学生新聞社

JJAご入会のご案内

全国学習塾協会（略称「JJA」）は、民間教育を担う団体・個人に関する支援及び能力開発、調査研究、地域社会に対する貢献の推進等を行うことによって児童及び青少年等の学力養成の推進に寄与し、より良い社会の形成を推進することを目的として設立された公益社団法人です。

公益社団法人全国学習塾協会には、どなたでも入会できます。

会員は、正会員・準会員・賛助会員からなっています。

■**正会員** 学習塾事業を営む法人または個人でどなたでも会員になることができます。正会員は総会での議決権を持ちます。

協会報、会員名簿を配布いたします。本会が主催する事業をご案内して、これに優先的に参加することができます。

協会 web サイトと正会員のホームページのリンクを掲載するとともに、会員名簿に正会員一覧を掲載します。

正会員証プレートを使用できます(使用料あり)。

■**準会員** 学習塾事業者に従事する個人、協会の目的と活動に賛同する教育事業に従事する個人または従事した経験のある個人であればどなたでも会員になることができます。総会での議決権は持ちません。

協会報、会員名簿を配布いたします。本会が主催する事業をご案内して、これに参加することができます。

準会員証プレートを使用できます(使用料あり)。

■**賛助会員** 協会の目的と活動に賛同してその事業にご支援くださる法人・団体・個人で、総会での議決権は持ちません。

協会報、会員名簿を配布いたします。本会が主催する事業をご案内して、これに参加することができます。

協会 web サイトと賛助会員のホームページのリンクを掲載するとともに、会員名簿に賛助会員一覧を掲載します。

賛助会員証プレートを使用できます(使用料あり)。

会費は次の通りです。

入会金	(1)正会員		30,000円	
	(2)準会員		10,000円	
	(3)賛助会員	法人		50,000円
		学校法人		30,000円
		団体		50,000円
個人			10,000円	

年会費	(1)正会員 1口	塾生数1000名未満	36,000円
		塾生数1000名以上 3000名未満	60,000円
		塾生数3000名以上	120,000円
		(2)準会員 1口	12,000円
	(3)賛助会員 1口	法人	50,000円
		学校法人	36,000円
		団体	50,000円
		個人	12,000円

毎年4月から翌年3月までが一年度になります。

会費について、正会員の方は、会費を3月と9月の年2回に分け、金融機関から預金口座振替により納入いただきます。

準会員・賛助会員の方は、年度初めに当協会の銀行口座にお振り込みいただきます。

入会初年度の会費は、入会月からの月割りで計算いたします。

入会をお考えの方、協会の活動概要などをお知りになりたい方は協会事務局まで遠慮なくご連絡ください。資料をお送り申し上げます。

また、入会申込書は協会 web サイトから入手することもできます。

公益社団法人全国学習塾協会 事務局
〒170-0005 東京都豊島区南大塚3-39-2
TEL03-6915-2293 FAX03-6915-2294